

告示

埼玉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年六月七日

埼玉県知事 上田清司

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------------|
| 理事 | 工藤正司 | 埼玉県行田市谷郷三丁目千四百四十番地一 |